

資料提供(投げ込み) 令和5年7月25日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部市民課 (電話059-229-3144)	市民課長 三浦 弘充

コンビニ交付サービスの一時利用停止について

マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク機)で住民票等を取得できるコンビニ交付サービスについて、令和5年6月30日(金)にシステム構築者である富士通 Japan 株式会社から、本市と同じ仕様のシステムを使用している他市で誤交付があった旨の報告がありました。その後、富士通 Japan 株式会社からコンビニ交付サービスのプログラムについて、調査・確認等を実施したところ、本市においてもプログラムを修正する必要があることが判明したことから、同年7月31日(月)にプログラムの修正を実施するため、コンビニ交付サービスの利用を終日停止することとします。

なお、現況として、本市はコンビニ交付サービスの運用や環境において誤交付が発生することがない体制をとっており、誤交付の事例は発生していません。

また、今回のサービス停止は、全国のサービス提供コンビニ等において津市が発行する住民票等の証明書の交付を停止するものであり、津市内のコンビニ等で発行可能なすべての自治体の証明書の交付が停止されるものではありません。

記

1 サービス停止日

令和5年7月31日(月)終日